出席議員(18名)

1番	平 間	幸弘	君	2番	桜	場	政	行	君
3番	吉 田	和 夫	君	4番	秋	本	好	則	君
5番	斎 藤	義 勝	君	6番	平	間	奈約		君
7番	佐々木	裕 子	君	8番	髙	橋	たい	子	君
9番	安 部	俊 三	君	10番	佐々	木		守	君
11番	広 沢	真	君	12番	有	賀	光	子	君
13番	水 戸	義 裕	君	14番	舟	Щ		彰	君
15番	白 内	恵美子	君	16番	我	妻	弘	国	君
17番	星	吉 郎	君	18番	加	藤	克	明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長 滝 口 茂 君 副 町 長 水戸敏見 君 総務課長併 武山昭彦 君 選挙管理委員会書記長 まちづくり政策課長 平間忠一 君 財 政 課 長 宮 城 利 郎 君 町民環境課長 鎌田和夫 君 都市建設課長 加藤秀典 君 上下水道課長 畑山義彦 君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 平間雅博

 主
 事 佐山 亨

議 事 日 程 (第1号)

平成27年7月13日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第19号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 議案第13号 平成27年度太陽光発電設備工事請負契約について
- 第 5 議案第14号 平成27年度槻木地区雨水対策工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長(加藤克明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成27年度柴田町議会7月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めております。

また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(加藤克明君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番広沢真君、12番有賀光子さんを指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長(加藤克明君) 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日 1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。 また、本臨時会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 報告第19号 専決処分の報告

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長(加藤克明君) 日程第3、報告第19号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました報告第19号専決処分の報告についての報告理 由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成27年5月19日に船岡城址公園地内において、町が管理する樹木が倒木し、駐車していた自動車に損害を与えた事故について、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) それでは、詳細説明をいたします。1ページをお開きください。 報告第19号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、船岡城址公園内の樹木の倒木に伴う車両損傷事故の和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告になります。

3ページをお願いいたします。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成27年6月23日になります。

専決処分の内容につきまして説明をさせていただきます。

事故の発生状況についてですが、平成27年5月19日午前9時45分ごろ、柴田町大字船岡字舘 山地内、船岡城址公園内の北側斜面に植生していましたアカシアの樹木、幹回り約1.8メート ル、高さが約20メートルになりますが、腐食によりまして根元から折れて倒木し、水路を挟ん で隣接します柴田町船岡西一丁目15番7号の敷地内に駐車していました相手方車両の屋根部 分、フロントガラスなどを損傷させたものです。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額についてですが、相手方と協議を重ねた結果、事故の 過失割合を町100%とし、損害賠償額74万5,535円を支払うことで和解が成立したものです。

なお、今回の事故を受けまして、船岡城址公園を初め町内の公園で同様に倒木のおそれがないか、職員による点検を実施しております。また、倒木した樹木の周辺には同様にアカシアの樹木があったことから、これらを含めまして公園の樹木管理を委託しております仙南中央森林組合に依頼をしまして伐採処理を行っております。今後、事故を未然に防ぐため、これまで以上の確認徹底、点検実施など防止策を図っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) これより議会運営基準により質疑を許します。 質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。13番水戸義裕君。
- ○13番(水戸義裕君) 損害賠償ということでは、ことしの6月会議でも1件、それから昨年の11月会議でも1件と、結構と言っていいかどうか、それは別にしても、何か和解の報告というのが多いということでは、今、倒木の理由がどういうことだったのかというのもお聞きしたいと思いますが、その辺も入れて、それからこの前は給食用のコンテナが転がって一人で自走したために車にぶつかったということとか、そういうことがありますので、それから公用車と車の事故ということで、その辺についての注意喚起をやっぱりよくしていただいて、町民の方はそんなにわからないことではあるんですが、やはりこの辺についてよくよく教育指導をしていただきたいということをお願いして、その倒木も理由がなぜかというのがわかっているのかどうか、その辺と、あとは教育指導をよくしていただきたいということでよろしくお願いします。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 倒木の原因ということなんですが、先ほどお話し申し上げましたとおり、仙南中央森林組合のほうに伐採をお願いしたところなんですけれども、この樹木が推定50年ぐらいたっているような樹木だそうです。それで、実は中が、幹が直径60センチあるんですけれども、30センチの空洞があったわけなんです。それで、アカシアが成長が早いんでしょうけれども、それが原因で倒れたということなんですが、当時は強風等もございませんでしたので、長年そういったことで腐食が進んだ結果、倒木したという状況になっているかと思います。
- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。都市建設課長。いいですか。ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- O15番(白内恵美子君) 白内です。今、直径30センチの空洞というお話があったんですけれど も、調査した結果、そのような木はどのくらいあったんですか。そして、それは全部伐採した んでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 実はこの事故が起きる1週間前にかなりの強風がありましたと きにも町内点検をして、枝折れとかそういった状況はなくて、その1週間後にこのような事故 が発生をして、今財政課長が話したとおり、表面上はなかなか全く気づくことができなくて、

今回倒れたことによって中が腐食していたということが確認できましたので、今回の木も斜面 に立っていた木でしたので、同様に斜面にあった木、同じもの、アカシア3本ありましたの で、それにおいては速やかに伐採をさせていただきました。

- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。
- ○4番(秋本好則君) 倒木の理由という形で、何か30センチほど腐れがあったということなんですが、ほかのところの点検の仕方はどういうふうな形でその中のほうの空洞を見つけるのかということをちょっと教えていただきたい。

それと、あともう一つは伐採するときの基準なんですけれども、全て危険箇所というのを全部切っちゃうという形で整備されるのか、その辺。あと最後に、舘山の大河原側のほうに、切った木が倒れた木かわからないんですが、既存の木にぶら下がってやっととまっているというようなところも見受けられたんですけれども、そういったことも全部チェックされているんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) まず1点目の空洞の点検ということなんですけれども、生き物ですので簡単に穴をあけてみるとか切ってみるというわけにはなかなかいきませんで、実は点検の仕方とすれば、枝葉の枯れぐあい、そういったものをまず目で見て確認をするということになろうかと思います。危険箇所を確認しているのかということと関連しますが、今思っていますのは、平地に立っている木はなかなか倒れにくいんですけれども、やっぱり斜面に立っている木がいろいろな風、雨を受けやすく倒れやすいということも考えられますので、特に斜面のところについては確認をしていきたいということと、斜面においては成長は早いんですけれども高くしないというやり方もあるんではないのかという、今回の件を受けましてそんなことを今後考えていきたいというふうに思っています。

また、大河原側の木にぶら下がっているということなんですけれども、樹木伐採については 処分の仕方がさまざまありまして、そこに刻んでそのまま自然に返してやるという方法と、場 合によっては搬出して処分するという方法がありますので、これからもそのような対応はとっ ていきたいと思います。ただ、今切った木が枝にぶら下がっているというお話をいただいたの で、その点についてはちょっと現地のほうも確認をしてみたいというふうに思います。

○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(加藤克明君) ほかにないようでございますので、以上で報告第19号専決処分の報告に

日程第4 議案第13号 平成27年度太陽光発電設備工事請負契約について

○議長(加藤克明君) 日程第4、議案第13号平成27年度太陽光発電設備工事請負契約について を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

このたびの太陽光発電設備工事につきましては、船迫こどもセンター、船迫生涯学習センター、船岡生涯学習センター、槻木中学校の4カ所に、太陽光発電設備、蓄電池設備など、災害に強い自立型エネルギーシステムを導入するものです。

既決予算に基づき、6月18日、制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、7月6日入札執行いたしました。

入札参加業者は、株式会社高橋電気工業所、株式会社加藤電設工業、笠松電気株式会社、窪田電気工事株式会社の4者でありました。入札を執行した結果、笠松電気株式会社と1億4,342万4,000円で工事請負仮契約を7月8日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) それでは、議案第13号平成27年度太陽光発電設備工事請負契約について説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

この工事案件は、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定します特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札です。

最初に、契約の内容です。記の1、契約の目的は、平成27年度太陽光発電設備工事です。2 の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。3の契約金額は、消費税 を加算しまして1億4,342万4,000円になります。4の契約の相手方は笠松電気株式会社です。

入札の結果について説明いたしますので、別冊の議案第13号関係資料をごらんいただきたい と思います。

まず1ページです。入札の参加者につきましては、参加資格を仙台市を除きます県南地域の 4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けているこ と、さらには、価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法 による県の総合評点値が750点以上であることなどを条件とし制限を付し、参加を求めた結 果、町内業者1社、町外業者3社の計4社から入札参加申請がありました。この参加申請のあった4社につきまして、6月30日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。入札結果調書になります。入札執行日は7月6日、予定価格につきましては消費税抜きで1億4,130万4,000円、最低制限価格は消費税抜きで1億1,304万3,200円です。7月8日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成28年1月29日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したものですが、配点につきましては、価格以外の評価点 (A) が10点、価格評価点 (B) が90点となり、総合評価点 (A+B) は満点で 100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績など6項目があり、評価点はそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社高橋電気工業所及び2番の株式会社加藤電設工業につきましては、労働福祉のみの評点でそれぞれ1点となりました。3番笠松電気株式会社は、配置技術者の能力を除く項目での評点があり8点となりました。4番窪田電気工事株式会社は、本社所在地と災害対応等の項目での評点はなく、合計で7点となりました。

次に、価格に関する評価では、4社全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象になります。最低入札価格は1億3,280万円で応札しました笠松電気株式会社に価格評価点として満点の90点を配点し、他の業者には笠松電気株式会社の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式高橋電気工業所が89.86点、株式会社加藤電設工業が87.24点、窪田電気工事株式会社が88.27点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社高橋電気工業所が90.86点、2番の株式会社加藤 電設工業が88.24点、3番笠松電気株式会社が98点、4番窪田電気工事株式会社が95.27点とな りまして、総合評価点の最も高い笠松電気株式会社が落札者となりました。

次に、工事の概要について説明をいたします。

この工事につきましては、平成26年度に引き続きまして、全額、国の再生可能エネルギー等導入補助金を受けまして、地球温暖化防止の推進、さらには災害時における被災者の受け入れをする施設などについて、停電時においても利用できるよう太陽光発電設備及び蓄電池設備などを設置し、災害に強い自立型のエネルギーシステムの導入を行うものです。今年度は、船追こどもセンター、船迫生涯学習センター、船両生涯学習センター及び槻木中学校の4カ所に、停電時にも最低限の電源を確保するための太陽光発電設備と蓄電池設備などをそれぞれ設置するものです。

資料の3ページになります。まず船迫こどもセンターですが、屋根に99センチ掛ける1メートル66センチの太陽光パネルを40枚設置します。このパネル1枚で250ワットの発電能力がありますので、40枚で10キロワットの容量となります。さらに、施設の北側に10キロワットの蓄電池とパワーコンディショナーを設置します。

次に、4ページお願いします。船迫生涯学習センターになります。屋上のシート防水工事をあわせて施工しながらの設置工事となりますが、20キロワット容量分の太陽光パネルを80枚設置します。なお、センターの西側に10キロワットの蓄電池とパワーコンディショナーをそれぞれ2基設置します。

次に、5ページお願いします。船岡生涯学習センターになります。同じく太陽光パネルを80枚設置し、センターの北側に10キロワットの蓄電池とパワーコンディショナーをそれぞれ2基設置します。

次に6ページ、槻木中学校になります。校舎1階の電気設備のスペースに15キロワットの蓄電池を設置します。

工事概要については以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- O15番(白内恵美子君) 白内です。まず入札のほうなんですけれども、価格以外の評価項目及 び評価点の配置技術者の能力とありますが、どのような有資格があるんでしょうか、窪田電気 工事株式会社は。

それから、代表して船迫こどもセンターでいいんですけれども、全使用量の何%をこれで賄 えると考えていらっしゃいますか。前は槻木中学校はパネルだけだったので本当にごくごくわ ずかだったんですが、この蓄電池設置によりどのくらいの効果があるものなのかと思ったんで す。いかがでしょうか。以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 今回の価格以外の評価項目の評価の関係ですけれども、配置技術者の能力ということなんですが、今回は同種工事ということで、太陽光発電の工事が5,000万円以上の設備工事を元請で施工した実績があることとしております。施工の能力です。それで、その中で配置技術者の能力につきましては、1級電気工事施工管理技士、1級土木施工管理技士及び監理技術者の資格を有していることというようなことが条件となっております。

それから、発電の能力ですけれども、済みません、船迫生涯学習センターの例でよろしいでしょうか。どれだけの電気設備が使用できるかという想定なんですけれども、6時から18時まで太陽光が直接利用できる12時間につきましては、テレビ1台、携帯電話が10台、パソコン3台、プリンター複合機が1台、扇風機、ファンヒーター等の冷暖房機が7台、冷蔵庫が1台、電気ポット1台、それから40ワットの事務所等の照明が10カ所、それから300ワットのホール用の照明が5カ所、それからあとは蓄電池への充電1500ワットをしましてもおおむね対応できるというような内容となっております。それからあと、その蓄電池を利用しまして、今説明しました機器のうち、携帯電話、パソコン、冷暖房機、電気ポット、事務所・ホールなどの照明が4時間、それからテレビが7時間、冷蔵庫が12時間、蓄電池で対応できることが可能となります。以上です。

- ○議長(加藤克明君) 再質問いいですか。どうぞ。
- ○15番(白内恵美子君) そうしますと、今の船迫生涯学習センターなんですが、全使用量から 見るとどのくらいになるんですか。大体何%ぐらいはこれで賄えるだろうと考えてらっしゃる んでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 今、財政課長が説明したとおりのやつと、机上論の数字の比較でよろしいですか。ちょっと概算ではじきますと、10%、1割程度は蓄電池で賄えると。緊急時なんですけれども、これをつけることによって1割程度と見込んでおりました。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。
- ○4番(秋本好則君) このパネルの架台についてお聞きしたいと思います。一番最初の船迫こどもセンターとか、3枚目の船岡生涯学習センターにつけたパネルなんですが、これは屋根勾配なりでこれでいいのかと思っていたんですが、船迫生涯学習センターにつきますと、屋根とは別に架台をつけて勾配をとっているんですけれども、私の記憶であれば、もし勾配をとるん

であればもう少し……、済みません、勾配がもっと強かったほうが発電能力が高いような感じを受けるんですけれども、この勾配に決めたということ、それで柴田町の緯度からすると何度が一番ベストの勾配なのかということを教えてもらいたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) まず、屋根とそれから架台を組んだということなんですけれど も、当然架台を組んだほうについては屋上防水も兼ねてやりますので、架台をつけたところに ついては屋上防水で巻き込んでつくるという形です。それから屋根の部分につけるものについ ては、水じまいのところをしっかりつくりまして、屋根にそのままつけるということです。 今、済みません、何%の角度という話だったんですが、それはちょっと手元にございませんで した。申しわけございません。ただ、太陽の方向を確認をして、その建物の一番いいところに 配置をして発電効率の一番いいところで設定はしておるところです。
- O議長(加藤克明君) 秋本議員、よろしいですか。(「後でお聞きします」の声あり)後じゃなくてこのまま引き続きでやっていかがですか。あとマイクのほうをもう少し聞こえるように。再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 今の、後で答えをいただけると思いますので。
- ○議長(加藤克明君) わかりました。いいですか。続けて答弁を求めます。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 失礼しました。角度のほう、今用意できましたので。柴田町、 最も効率のよいところで10度を見込んでおります。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑ありませんか。14番 舟山彰君。
- O14番(舟山 彰君) 1点目は、槻木中学校は新しく建てたときに太陽光発電の装置はつけていて、今回は蓄電池ということなんですが、補助金などをもらってこういう太陽光発電設備を設けるときは、今は太陽光パネルと蓄電池がセットというふうになっているのか、槻木中学校をつくるときはまだそういうふうになっていなかったのかという、その点まず1点目お聞きしたいと思います。

もう1点は入札のことで、前も私聞いたことがあるんですが、価格以外の評価点の本社所在 地と災害対応等で、やはり地元にあっていろいろ貢献もしてもらうから点数を高くするという のはわかるんですけれども、よその地域から来た業者からすると、何というんですか、本社所 在地がここでいうと2点です。結局、今回3番の入札業者と4番の入札業者で価格以外の評価 点が8点と7点の1点差です。この1点差がついたというのは本社所在地が2点ということ で、私からするとこれ、本社所在地というのは1点でもいいんじゃないかと。なぜこのような質問をするかというと、4番の業者のほうが配置技術者の能力ということで2点ついています。技術力という点では今回落札になった3番の業者よりも高いのかなと。こういう点が反映されなくて、最後には、地元にある、災害のときなんかに対応してもらえる、そういう貢献を評価するのもわかるんですけれども、今回のこの結果から見ると、技術力という意味では私はやっぱり4番の業者が何かもっと高く評価されてもいいような気がしたんですけれども、今後のこともあるので、この価格以外の評価点のやり方をもう少し考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 2点ありますけれども、1点目。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 今、太陽光パネルの設置の工事費関係、あと蓄電池ということで、かかる費用の全額を補助金というような形でもって受領できます。槻木中学校を改築するときはまだこの計画自体がはっきりしない状況であったというようなことで、槻木中学校については、太陽光パネルを設置して、蓄電設備については後で考えるというような状況でした。
- 〇議長(加藤克明君) 次に財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 大変申しわけありません。先ほどの表でちょっと訂正がありますが、大変申しわけありません。3番目の笠松電気株式会社なんですが、本社所在地の点数が2点ではなくて1点でございます。それで災害対応等が2点ということで合計は変わりません。 大変申しわけありません。

それで、技術者の関係、今回の総合入札……、制限付一般競争入札の関係ですけれども、これにつきましてはご承知のとおり、地元業者の参加に配慮しながら競争の原理を働かせるということで、今回この評価項目を配点しているところです。それで、昨年は6項目じゃなくて5項目での評点でございました。それで、今回真ん中の労働福祉関係がふえているわけですけれども、いろいろ考え方はあるんでしょうけれども、こういった項目につきましても、特に配置技術者がなかったというようなことなんですが、これ以外の工事での従事はあるんです、実績は。ただ、今回しております5,000万円以上の太陽光発電での技術能力がありますかということで、それはなかったということなんです。ですので、同種工事の要件で実績がなかったための点ということになっているということです。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○14番(舟山 彰君) 課長に確認したいんですけれども、3番の笠松電気が本社所在地が1点で災害対応等が2点とかと言いましたけれども、それ足すと7点ではないですか。それと、災

害対応等が最高が1点という意味ではないですか。上に本社所在地が2とか災害対応等が1って、個別の名前を具体的に言って――3番の入札者は災害対応等がさっきは2点の間違いです、訂正してくださいと言いましたけれども、災害対応等の最高は1点ではないんですか。もう1回数字の確認をお願いしたいんですけれども。

- 〇議長(加藤克明君) 財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 大変申しわけありません。一番上の本社所在地の点数が、これが1点です。それで災害対応等で2点ということでございます。それで価格以外の評価点で10点という内容になっております。笠松電気につきましては、先ほどお話ししましたとおり1点、それから災害対応で2点というような状況になっております。合計で8点には変わらないと思うんですが。(「4足す1足す2で7点じゃないですか」「8点」「わかりました。いいです、いいです」の声あり)
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。よろしいですね。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 災害対応は2点でございます。大変申しわけありません。
- ○議長(加藤克明君) 議長から申し上げますけれども、議案関係については今後こういうことのないように留意していただきたいと思います。

再々質問ありますか。よろしいですか。それでは、13番水戸義裕君。

- ○13番(水戸義裕君) 5ページになります。船岡生涯学習センター。これの右側が、要は建物の左側については南側向きになりますが、この右側の長いほうは西側向きの角度になるということで、実際のところの発電量というのはこの計算どおりになるものかどうかというか、その辺をお聞きしたいと思います。要は12時過ぎてこないとこの西側角度についてはそんなに発電量というのは、ちょっと差があるんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思いますが。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 既存の建物をどうしても利用するという形になりますので、既存の屋根の形で、今回ですと、この平面図でいいますと横長と縦長というふうになるんですけれども、そういった配置でもって、あとは時間で効率を上げて計画どおりの数字に持っていくという、計算上はこの形で大丈夫だということです。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議長(加藤克明君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号平成27年度太陽光発電設備工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 平成27年度槻木地区雨水対策工事請負契約について

○議長(加藤克明君) 日程第5、議案第14号平成27年度槻木地区雨水対策工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第14号平成27年度槻木地区雨水対策工事 請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの槻木地区雨水対策工事につきましては、近年の豪雨等に伴い槻木地区市街地の冠水被害が発生している状況から、被害軽減を図るため、平成26年度から継続して実施している排水路設置工事でございます。平成27年度は、前年度工事終点の宗運交差点から郵便局前の上町排水路までの区間を計画し、工事の発注準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、6月18日制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を 行い、7月6日入札執行いたしました。

入札参加業者は、株式会社畑中工務店、株式会社本田組、株式会社四保工務店、株式会社竹 有土木、丸敏建設株式会社、株式会社松浦組の6者でありました。入札を執行した結果、株式 会社四保工務店と5,292万円で工事請負仮契約を7月8日に締結いたしましたので、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求 めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。最初に財政課長。
- 〇財政課長(宮城利郎君) 大変申しわけありません。説明の前に資料のほうの訂正方をお願い

したいと思います。議案第14号の関係資料、工事請負契約案件資料になります。 2ページになります。 2ページの下のほうの表ですけれども、先ほどもお答えしましたとおり、価格以外の評価項目及び評価点の中の本社所在地 2 点となっておりますが、 1 点の間違いです。 それから、災害対応等 1 点となっておりますが、 2 点ということでございます。 合計では変わりません。 大変申しわけありません。

それでは、議案第14号平成27年度槻木地区雨水対策工事請負契約について説明をいたしま す。議案書3ページをお願いいたします。

この工事案件につきましても、太陽光発電設備工事と同様に、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札です。

最初に契約の内容です。記の1、契約の目的は平成27年度槻木地区雨水対策工事です。2の 契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。3の契約の金額は、消費税 を加算して5,292万円になります。4の契約の相手方は、株式会社四保工務店です。

入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第14号関係資料をごらんいただき たいと思います。

1ページお願いいたします。先ほどの工事案件と同様に、入札参加者の参加資格につきましては、県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらには、価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の総合評点値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、町内業者4社、町外業者2社の計6社から入札参加申請がありました。この参加申請のあった6社について、6月30日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

次に、2ページです。入札結果調書になります。入札執行日は7月6日、予定価格につきましては消費税抜きで5,033万1,000円、最低制限価格は消費税抜きで4,026万4,800円です。7月8日に仮契約を締結しております。工期につきましては議決日の翌日から平成28年1月29日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したものですが、配点につきましては、価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点となり、総合評価点は満点で100点というふうになります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、それぞれ記載のとおりの評価点ですが、1番の株式会社畑中工務店及び2番の株式会社本田組については、労働福祉のみの評点でそれぞれ1点となりました。3番の株式会社四保公務店、4番株式会社竹有土木、6番株式会社松浦組については10点満点となりました。5番の丸敏建設株式会社については2点となっております。

価格に関する評価では、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものが総合評価の対象となります。今回の入札では、2番の株式会社本田組、3番の株式会社四保公務店、6番の株式会社松浦組がこの範囲内に入り、1番の株式会社畑中工務店、4番の株式会社竹有土木、5番の丸敏建設株式会社については、予定価格に達していないため対象外となります。最低入札価格4,900万円で応札しました株式会社四保公務店に価格評価点として満点の90点を配点し、株式会社四保公務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社本田組が87.85点、株式会社松浦組が89.09点となりました。

総合評価の結果は、合計で2番の株式会社本田組が88.85点、3番の株式会社四保公務店が100点、6番の株式会社松浦組が99.09点となり、総合評価点の最も高い株式会社四保公務店が落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 次に、都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) では、工事の概要を説明をさせていただきます。 3ページをお 開きください。

今年度は、槻木生涯学習センター北側になります一般県道槻木停車場線の交差点、昨年、宗運株式会社のところまで平成26年度施工しておりますので、その地点から槻木郵便局北側の上町排水路接続までの118メートルの工事になります。図面、一番上に平面図、下には左から位置図、標準断面図、工事概要というふうに表記をいたしました。標準断面図を見ていただきたいというふうに思います。26年度の施工内容と同様でございまして、ボックスカルバート、四角い排水溝になります。1メートル掛ける70センチメートル、これを116.6メートル道路内に埋め込んでいくということになります。施工の際には、両肩に矢板を打ちまして仮設工をしながらボックスカルバートを並べていって、最終上町排水路のところには新たに接続のますをつくります。ますで上町排水路と今回の排水路をつなぐという工事になります。槻木生涯学習センター、平面図になりますが、ちょうど管理孔というのがあります。全て土の中に入るボックスですので、ここの部分にマンホールを立ち上げまして、緊急時の点検はここから人が入ってもできるような管理孔を設けるというふうになります。

今度、概要のほうに戻りますが、舗装につきましては再生密粒度アスコン13F、4センチ、278平方メートル、これは仮舗装です。将来南浦排水路まで到達した際に、これまでの工事全てあわせて最終の舗装を5センチでしたいというふうに考えています。今回も一部附帯工として水道管の移設工事がありますが、昨年同様事故のないように努めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(加藤克明君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。 5番斎藤義勝君。
- ○5番(斎藤義勝君) 5番斎藤です。この雨水対策工事ですが、契約期限が平成28年1月29日となっておりますけれども、これまでに完成したとしまして、上町排水路からこの排水路にいつから排水できるようになるかということがまず第1点と、上町排水路の郵便局のところにスライドゲートなるものを敷設するようですけれども、これの管理方法はどうなっているかお聞きします。以上です。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 今、予定の工期が1月29日ということですので、当然そこまで 完了検査を実施する予定にしていますので、1月30日から、途中で工事でトラブルがなけれ ば、1月一番最終日から供用ができるというふうに思います。

スライドゲートの管理ですが、これは水門管理委託ということで、雨水対策の中での町内業者への委託をしていますので、将来的にはそこに入っていくように考えています。当面は、年度内ですので、私たち職員のほうで今後のところは、完成後は次年度に向けて管理をしていきたいというふうに思います。

- ○議長(加藤克明君) 再質問よろしいですか。どうぞ。
- ○5番(斎藤義勝君) この排水路なんですけれども、今回、県道槻木停車場線と上町排水路のところをつないでやるわけですけれども、これの高低差なんですけれども、私このすぐ近くに住んでおりますからわかるんですけれども、高低差は大体どのぐらいあると計算しておりますか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) お答えいたします。これは全体的には南浦排水路まで接続になるんですけれども、管底ということで水路の底の高さで申し上げますと、34センチの落差が、稲荷山用水路との落差があります。ということは、南浦排水路のほうが高くて、当然下流に流すものですから、34センチの落差を使って下流に流すというふうになります、全体ではです。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。再々質問どうぞ。

- ○5番(斎藤義勝君) 課長、私聞いているのは、県道と上町排水路の高低差なんですけれど も。稲荷山用水路じゃなく。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 失礼しました。10センチぐらい、標高と今の管底の計画高で計算をしますと10センチの落差が出てきます。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。斎藤君、終わりました。再々になりましたから。17番星吉郎君。
- ○17番(星 吉郎君) 17番星です。この排水路計画が実施されるんですが、一番懸念されるところは学習センター、いわゆる槻木生涯学習センターの前の交通量の問題と、あと槻木停車場線を渡るということでありますので、その辺の交通の面でどういうふうな格好で進められるのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 昨年、平成26年度においてはお店も大分あったということで、いろんな搬入があって随分心配したんですけれども、地元の協力をいただきながら、区間を切って施工をすることで全て解消できて、何一つの苦情が届かなかったという実績もありますので、同様に施工区間を分けながら、ただ槻木生涯学習センターのいろんな行事がありますので、駐車場については一帯で閉鎖することなく、どっちからか入れるような、昨年同様に区間を切った施工をしていきたいというふうに考えています。ただ、今議員ご心配のとおりで、一番なのは県道の横断です。県道の横断につきましては現在のところ夜間も含めて施工していかざるを得ないのかということで、施工業者と施工計画の中でその辺は具体に詰めていきたいというふうに思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○17番(星 吉郎君) 裁断してやるわけではないだろうと思うんですが、一番懸念されるところはやはり停車場線の下です。それと、今課長が話したとおり、区分区分にやるという計画のもとに進めるということでありますが、槻木生涯学習センターの前、かなり交通量がありまして、いろんな催事があるわけでありますが、そういうようなときの交通面で、工事関係の方々が誘導するときに、今までやった工事区分の中で、例えば、固有名詞を言って失礼なんですが、歯医者、飯淵歯科医院に行くときにどこから行けばいいんですかという話を聞いたときに「私はわかりません」と言う方が、結構私聞いているんです。ということは、またそういうふうな方々がやるときに、交通対策ですか、聞かれたときの返答の仕方をもっと考えてほしいと

いうことが地元の方から言われたものですから、この点についてちょっと注意してほしいと思いますが。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 大変申しわけありませんでした。施工計画の段階では、誘導員配置とそれから誘導員のやりとりについては無線を使いながらいろいろやって、問題のないようにということでやってきたんですけれども、確かに地元の人だけがたまたま誘導員ではない場合は、固有名詞が出たときに、はてどこなんだろうということもあったかと思います。今回はそういったことのないように、重立った利用される施設、商店、そうしたことも施工計画の中で打ち合わせをしながら、どこに行きたいと言われればこの先でとまるから右を曲がってあそこから行ってくださいというような説明ができるように、打ち合わせを進めていきたいというふうに思います。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。
- ○13番(水戸義裕君) 入札結果調書についてちょっとお聞きしたいんですけれども、この入札者の欄のところのいわゆる配点です。これが1点と2点と変わっていたということなんですが、この調書自体というのはフォーマットされていて、ここが変わるということはないだろうと思うんですけれども、なぜこのように点数が1点と2点を間違っていたのかということ。フォーマットされていればここは変わらないだろうと思うんです。点数が変わればまた別なんだけれども。そういうところ、どうしてこういうふうに今回点数の間違いが出たのかということをお聞きしたいんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 大変申しわけありません。配点のほうをそれぞれ6項目に今回ふやしたわけですけれども、本当に大変申しわけございません。本社の所在地が総合評点1点のところを2点という表記をしてしまいました。それからあと災害対応につきましては1点のところを2点ということで、価格以外の評価点についての全体合計は10点で変わらないという内容でございますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) 点数がどうのこうのじゃなくて、ここのフォーマットでいったら配点というのは変わらないんでしょうということ。フォーマットされていれば、この表が。番号があって、入札者あって、ここに企業の実績とか点数が書いてあるでしょう。ここがフォーマットされていればこの点数は動くことはないだろうと思うんです。それが今回1点と2点と間違っ

ていたというのは何かここに、ほかのやつでもフォーマットされていれば点数は動かないんじゃないかと思って、そこをどうして間違ったのかということを聞きたかったんです。

- 〇議長(加藤克明君) 財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 申しわけありません。先ほど言った5項目から6項目になっております。それで、真ん中辺にある労働福祉というものが入っておりましたので、その項目を入れたんですが、旧態依然のままでの表をつくってしまったということで間違ったということでございます。大変申しわけありません。
- ○議長(加藤克明君) ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。
- ○15番(白内恵美子君) 入札結果調書の価格以外の評価項目の新しくできた労働福祉、どのような内容を評価するんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(宮城利郎君) 労働福祉の関係ですけれども、社会性項目というようなことで、建 設業の退職金共済制度、それから退職一時金制度、または企業年金制度の加入の有無があるか というようなことが評点の対象になっております。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。
- ○3番(吉田和夫君) 3番吉田和夫です。先ほど斎藤議員もご質問なさっておりましたけれども、高低差10センチということで何か驚いていましたけれども、下のほうの土を削っての高低差だと思うんですけれども、一番高い槻木停車場線、4号線から郵便局のところの高低差が10センチということでしょうか。それ一つ確認です。

それからもう一つが、これは要望もあるんですけれども、工事、先ほど課長の答弁では、いろいろその工事の内容によって全面通行どめにしたり、あるいは道路一車線だけ通るようにするとかというのもあると思うんですけれども、これはきちんと表示をして、きょう通れますとかというふうにして表示をしっかりしていただきたいと思います。

あと、3つ目には、槻木生涯学習センターも先ほど利用があるということでありました。また、郵便局に行くときもあの道路が一番近くていいところなので、学習センター等の利用状況は変わるのかどうか。例えば全面通行どめになった場合、あるいは第二駐車場を主に利用して、今までどおり利用できますという表示にするのか、その辺ちょっとお伺いしたいと。

最後に、私もそうだと思うんですけれども、いつごろ南浦排水路まで延びるのか、それをお 聞きしたいと思います。以上です。

〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。

○都市建設課長(加藤秀典君) お答えいたします。先ほど高低差が幾らあるんだという質問だったんですけれども、私のほうは水路ですので水を流すということで、管底というか水路の一番下の話をしたんですけれども、ただいまの質問は、道路の高さの差なのでしょうか、水路なのでしょうか、その1点がちょっとわからなかったので。先ほどは10センチは水路の高さで説明をさせていただきました。

それから、交通規制につきましては、当然工事中につきましては車両全面通行どめになると 思います。道路の今端寄りに標準断面図は描いているんですけれども、当然地下埋設物を逃げ るためには道路のセンターに寄ってくることもありますので、昨年同様、工事中については全 面車両通行どめになると思います。

それから、その際の表示ですけれども、当然これまで同様に表示はしっかりしていきます。 あともう一つ、お知らせ版等々、工事が始まる前に、こういったことで交通規制がかかります というのは、まず町内の方にはこれまで工事のときには、土木工事も下水道工事もそうですけ れども、規制をかけるときには早目にお知らせをしていますので、そちらのほうもあわせて進 めていきたいというふうに思っています。

それから、槻木生涯学習センターの行事が変わるのかということですけれども、先ほど申し上げましたとおり、学習センターの駐車場を一帯に閉鎖するということをしないで、できるだけ一方から入って利用できるようなことを工夫をしながら、学習センターの利用には支障を来さないように進めていきたいというふうに考えています。

それから、南浦排水路までいつまで届くのかという4点目なんですけれども、前回の6月会議におきまして補正でお認めいただけましたので、今もうそろそろ次の設計に入っています。 設計が仕上がり次第発注をして、年度内には南浦まで接続したいというふうに考えています。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(吉田和夫君) できるだけ早く工事を進めていただきたいと思います。先ほどの質問で 高低差の件だったんですけれども、今お話ししたいわゆる停車場線と郵便局側の道路の高低 差、道路じゃなくて今課長が言ったとおり土の中を掘って歩くわけですから、その高低差は10 センチなのかということでした。以上です。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 水路の勾配で10センチです。県道のほうが10センチ低くなるということになります。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(加藤克明君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(加藤克明君) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号平成27年度槻木地区雨水対策工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(加藤克明君) 本臨時会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年度柴田町議会7月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時28分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成27年7月13日

議長

署名議員 番

署名議員 番